

## ① 保険医療機関としての明示

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。  
患者さまへの適切で良質な医療提供をお約束いたします。

## ② 近畿厚生局長への届出事項

### ①基本診療料の施設基準等に係る届出


- ・機能強化加算
- ・時間外対応加算1
- ・明細書発行体制加算
- ・情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ・外来感染対策向上加算

### ②特掲診療料の施設基準等に係る届出

地域包括診療料、ニコチン依存症管理料、在宅療養支援診療所、がん治療連携指導料、電子的診療情報評価料、がん性疼痛緩和指導管理料、在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料、こころの連携指導料(Ⅰ)、がん治療連携指導料、一般名処方加算、外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ、糖尿病合併症管理料、電子的診療情報連携体制整備加算、医療DX推進体制整備加算

## ③ 時間外対応加算 1に関する事項

当院では、継続的に受診されている患者さまからの電話等によるお問い合わせに対し、時間外でも対応できる体制を整えています。  
「時間外対応加算」とありますが、これは時間外の対応体制を評価する加算です。そのため、再診の患者さまが診療時間内に受診された場合にも算定させていただきます。

 緊急時の連絡先：当院代表電話におかけいただくと、医師の待機携帯電話に転送されます。

## ④・⑤ 明細書の発行および保険外負担

### ◆ 個別診療明細書の無料発行

領収書発行時に、診療報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行しています（希望されない方は窓口にてお申し出ください）。

### ◆ 保険外負担の実費負担

各種文書料・予防接種等につきましては、実費のご負担をお願いしております

## ⑥ 長期収載品の選定療養に係る取り扱い

令和6年度の診療報酬改定に基づき、令和6年10月から長期収載品(後発医薬品のある先発医薬品)を患者さんの希望で使用する際に、選定療養費として患者さまの自己負担額が発生します。

### ◆選定療養費の対象となる場合

院内処方(入院患者は除く)、院外処方

### ◆対象から除外されるケース

医師が医療上の必要性があると判断した場合や、在庫状況等により後発医薬品の提供が困難な場合など。

### ◆自己負担額について

自己負担額は長期収載品(先発品)と後発医薬品の価格差の2分の1に相当する額を選定療養費として徴収されます。当院は処方薬はすべて院外処方のため薬局でお支払いになることになります。

## ⑦ 一般名処方加算に関する事項

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

連絡先電話番号:0749-74-1209

✨ **医薬品の安定供給と患者さまへの確実な処方のための取り組みです。**

## ⑧ 長期処方・リフィル処方箋に関する事項

当院では患者さまの状態に応じ、以下のいずれの対応も可能です。

- ・28日以上長期処方を行うこと
- ・リフィル処方せんを発行すること

⚠️ **【ご注意】** 長期処方やリフィル処方箋の発行が可能かどうかは、患者さまの病状に応じて**担当医が判断**いたします。

## ⑨ 外来感染対策向上加算に関する事項


当院では、**受診歴の有無に関わらず**、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者さまの受け入れ体制を整えております。

院内感染防止のため、動線の分離などの必要な対策を講じて診療を行っています。

 **地域の皆さまが安心して受診できる環境づくりに努めています。**

## ⑪ 機能強化加算について

当院は、外来医療における適切な役割分担を図り、地域における「かかりつけ医機能」を担っているクリニックとして認められており、初診の患者様に機能強化加算点数 80点を加算させていただきます。

 **かかりつけ医機能の詳細については、待合室掲示のポスター「かかりつけ医機能について」をご確認ください。**

## ⑩ 地域包括診療料(生活習慣管理)

当院では、患者さまの状態に応じた「28日以上長期投薬」または「リフィル処方箋の発行」に対応可能です。また、かかりつけ医として以下の健康相談・連携に対応しています。

- 健康相談および予防接種に係るご相談
- 介護保険制度の利用等に関する専門的なご相談
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員からの相談・連携対応

## ◆ 医療DXの推進について

当院は、以下の通り医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行う医療機関です。

- ・医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関です。
- ・マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関です。
- ・電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施している保険医療機関です。

## ⑫ オンライン診療に関する事項

当院では、情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）を行っておりますが、以下の事項が定められています

- ⊘ 厚生労働省の指針に基づき、初診時の向精神薬の処方は出来かねます。

※「オンライン診療指針」を遵守し、チェックリストにて体制について定期的なチェックを実施しております。

📱 オンライン診療をご希望の患者さまは、受診時に医師またはスタッフへご相談ください。専用システムへの登録が必要です

## ⑬ 電子的診療情報連携体制整備加算

当院では、医療DXを推進し、患者様により質の高い医療を提供するための体制づくりを行っております。

- 1.オンライン請求の実施
- 2.オンライン資格確認の体制整備(マイナ保険証)
- 3.診療情報の取得・活用
- 4.マイナ保険証の利用促進
- 5.電子処方箋・電子カルテ情報共有サービスの活用  
(びわ湖あさがおネットを活用しています。詳しくは <https://www.biwako-asagao.net/> をご確認ください)
- 6.健康相談への対応
- 7.明細書の無料交付

💡 より正確で安全な医療を提供するため、ご来院の際はぜひ「マイナ保険証」のご利用にご協力をお願いいたします。

医療法人北海道家庭医療学センター

## 浅井診療所

📞 連絡先電話番号：0749-74-1209

🏠 診療体制：地域の皆さまの「かかりつけ医」として温かい家庭医療を提供いたします。